

美しい空をあなたの手で

STOP!

稲わら焼き

周囲の空気を汚さない環境に優しい米作りをしましょう!

稲わら焼きは県条例で原則禁止されています。
特に、周辺に影響が出やすい**10月1日から11月10日**までの間
全面的に禁止しています。

秋田県

※この写真のような「もみ殻の焼却」も、稲わら焼きと同様に禁止されています。

稲わら・もみ殻の 焼却をやめましょう

- 一般道の車両をはじめ、特に高速道では稲わら焼き等の煙による視界不良が、重大な事故を引き起こす原因となります。
- 稲わら焼き等の煙は目やノドを痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害が及ぶこととなります。
- くん炭製造のためのもみ殻焼きも、**周辺の生活環境や交通などに影響を与える場合は原則禁止**されております。
- 焼却を行った場合、県では**氏名公表も含めた厳重な措置**をとることがあります。
- もみ殻の処分は、県・市町村農林部局やJAから助言を得ながら、燃焼によらない有効活用に努めましょう。

秋田県 生活環境部 環境管理課 大気・水質班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話:018-860-1603 Email:kankan@pref.akita.lg.jp